

土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領の制定について

平成14年3月22日 13農振第3155号
農村振興局長から各地方農政局長あて

一部改正 平成15年 3月 5日
平成17年 3月11日
平成17年12月19日
平成18年 9月21日
平成20年 7月16日
平成21年 3月31日
平成22年 4月 1日
平成25年 3月26日
平成26年 4月 1日
平成27年 3月31日
平成28年 3月31日
平成29年 3月30日
平成30年 3月30日
平成31年 3月28日
令和元年 9月19日
令和2年 3月24日
令和3年 1月 7日
令和3年 3月18日
令和4年 3月22日
令和5年 3月28日
令和5年11月13日
令和6年 3月29日
令和7年 3月28日
令和8年 3月26日

このことについて、別紙のとおり土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領を定め、平成14年4月1日以降の契約に係る業務から適用することとしたので、その運用に当たっては遺憾のないようにされたい。

なお、「用地調査等請負業務事務処理要領等」（昭和57年3月25日付け57-20構造改善局建設部長通知）は、平成14年3月31日限りで廃止する。

〔編注〕本趣旨は、農村振興局長から北海道開発局長、沖縄総合事務局長、北海道知事、緑資源公団理事長、水資源開発公団総裁あて参考送付されている。

《参 考》

沿 革

用地調査等請負業務事務処理要領等について（模範例）

制 定： 昭和 57 年 3 月 25 日付け 57 - 20 号（構造改善局建設部長通知）

一部改正： 昭和 63 年 4 月 1 日付け 63 - 44 号（構造改善局建設部長通知）

一部改正： 平成 5 年 3 月 29 日付け 5 - 47 号（構造改善局建設部長通知）

一部改正： 平成 10 年 4 月 1 日付 10 - 41 号（構造改善局建設部長通知）